

日吉小学校 PTA 会則一部改正について

①【改正前】

第一章 名称および事務所

第一条 本会は熊本市立日吉小学校 PTA（以下本会）と称し、事務所を日吉小学校校内に置く。

【改正後】

第一章 名称および事務所

第一条 本会は熊本市立日吉小学校 PTA（以下本会）と称し、非営利の任意加入団体であり、事務所を日吉小学校内に置く。

②【改正前】

第三章 方針

第三条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って行動する

【改正後】

第三章 方針

第三条 本会は教育を本旨とする任意加入団体として次の方針に従って行動する。

③【改正前】

第六章 役員

第六条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（内一名教職員）
3. 庶務 若干名（内一名教職員）
4. 会計 若干名（内一名教職員）
5. 監査 2名

【改正後】

第六章 役員

第六条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 庶務 若干名
4. 会計 若干名
5. 監査 2名

④【改正前】

第十章 委員会

第三一条 専門委員会は、教養、保健体育、広報、バザー、美化、プール開放、ベルマークの7委員会として、構成は次の通りする。

1. 各委員会は各学級の互選により選出された委員2名（美化委員は1名）教職員若干名によって構成する事を原則とする。

【改正後】

第十章 委員会

第三一条 専門委員会は、教養、保健体育、広報、バザー、美化、プール開放、ベルマークの7委員会として、構成は次の通りする。

1. 各委員会は各学級の互選により選出された委員2名によって構成する事を原則とする。